

第6章 他人の氏名を含む商標に係る 登録拒絶要件の見直し

1. 法改正の必要性

(1) 従来 of 制度

商標法第4条第1項第8号は、商標登録出願に係る商標の構成中に他人の氏名等を含むものは、当該他人の承諾がない限り、商標登録を受けることができない旨を規定している。その趣旨は、他人の人格権（人格的利益）の保護にあるとされる¹。

近時の裁判例²においては、本規定が厳格に解釈されているところ、これを受け、特許庁の審査・審判実務においても、同様の判断を行っている。具体的には、出願に係る商標や他人の氏名の知名度等にかかわらず、同姓同名の他人（他人が複数存在する場合にはその全員）の承諾が得られなければ商標登録を受けることができないものとして出願を拒絶している。

(2) 改正の必要性

近時、本規定が厳格に解釈されているところ、新興のブランドのみならず、広く一般に知られたブランドまで、同姓同名の他人が存在すれば一律に出願を拒絶せざるを得ないことから、従来の制度に対して、創業者やデザイナー等の氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、本規定の要件緩和の要望がある。また、中小・スタートアップ企業のブランド選択の幅を広げる観点からも、新興ブランドのデザイナーの氏

1 最判平成16年6月8日判例タイムズ1159号135頁〔LEONARD KAMHOUT事件〕

2 知財高判令和元年8月7日〔KEN KIKUCHI事件〕、知財高判令和2年7月29日〔The Soloist.事件〕

名を含む商標であっても登録を受けやすくなるよう、本規定を整備する必要がある。

さらに、米国、韓国等の諸外国では、他人の氏名について一定の知名度の要件が設けられているところ、諸外国では登録できる商標であっても、我が国では登録が困難な場合があることから、国際的な制度調和の観点からも、本規定の見直しが求められている。

2. 改正の概要

商標法第4条第1項第8号を改正し、同号に規定する「他人の氏名」に一定の知名度の要件を課すとともに、一定の知名度を有しない「他人の氏名」が含まれる商標登録出願について、一律、同号の対象外としてしまうと、出願に係る商標に含まれる氏名とは無関係な者による濫用的な出願が懸念されることから、出願人側の事情を考慮する規定を設けることとした。

3. 改正条文の解説

◆商標法第4条第1項第8号

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

一～七 (略)

八 他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件

に該当しないもの

九～十九（略）

2～4（略）

商標法第4条第1項第8号に規定する「他人の氏名」に一定の知名度の要件を課すこととし、同号の対象となる「他人の氏名」を、他人による商標登録により人格権侵害が生ずる蓋然性が高い、商標を使用する特定の分野の需要者の間に広く知られている氏名とした。

なお、同号に既に規定している「(他人の) 雅号等」については、「著名」に相当する知名度を求めているが、「他人の氏名」の知名度を、特定の分野において需要者の間に広く知られている氏名とすることで、分野を問わず広く知られている他人の氏名についても当然に保護される（著名な他人の氏名を含む商標も拒絶の対象となる。）。

また、同号の「他人の氏名」に一定の知名度の要件のみを設けた場合、一定の知名度を有しない「他人の氏名」が含まれる商標登録出願については、一律、同号の対象外となり、拒絶事由には当たらないこととなるため、出願に係る商標に含まれる氏名とは無関係な者による濫用的な出願が懸念される。その場合、当該「他人」の人格権侵害が生ずるおそれは否定できず、一方で、濫用的な出願に係る出願人の商標登録を受ける利益を保護する必要性は乏しい。そこで、出願人側の事情を考慮する要件を課すことで、無関係な者による濫用的な出願は拒絶できるよう規定することとした。

なお、出願人側の事情を考慮する要件については、「政令で定める要件」に該当することを求めることとし、その具体的な内容については政令に委任することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年4月1日）から施行することとした（改正法附則第1条本文）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第5条

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）

による改正後の商標法第四条第一項（第八号に係る部分に限る。）及び第四項、第八条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第二十四条の四（第一号及び第二号に係る部分に限る。）並びに第五十二条の二第一項（第二十四条の四第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする商標登録出願について適用し、施行日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

2 施行日前から日本国内において不正競争の目的でなく他人の登録商標（この法律の施行後の商標登録出願に係るものを含む。）に係る商標法第四条第一項第十一号に規定する指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標であって他人の氏名を含むものの使用をしていた者が、施行日以後も継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、この法律の施行の際現にその商標の使用をしてその商品又は役務に係る業務を行っている範囲内において、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

- 3 前項の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、同項の規定により商標の使用をする権利を有する者に対し、その者の業務に係る商品又は役務と自己の業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 4 第二項の規定により商標の使用をする権利を有する者は、この法律の施行の際現にその商標がその者の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、同項の規定にかかわらず、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。
- 5 第三項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第二項から前項までの規定は、防護標章登録に基づく権利に準用する。

商標法第4条第1項第8号の改正規定は、施行日以後にした出願について適用し、施行日前にした出願については、なお従前の例による旨を規定することとした（改正法附則第5条第1項）。

また、改正法の施行日前から不正競争の目的ではなく他人の登録商標に係る指定商品等についてその登録商標又はこれに類似する商標であって他人の氏名を含むものの使用をしていた者が、施行日以後も継続してその商品等についてその商標の使用をする場合は、改正法の施行の際現にその商標の使用をして業務を行っている地理的範囲内において、継続的使用権を有することを規定することとした（改正法附則第5条第2項）。

このうち、既に需要者の間に広く認識されている商標については、当該地理的範囲にとらわれない形で継続的使用権を有することとした（改正法附則第5条第4項）。

他方で、継続的使用権により自己の商標権又は専用使用権の行使が制限される者は、継続的使用権を有する者に対し、その者の業務に係る商品等と自己の業務に係る商品等との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきこと

を請求できることとした（改正法附則第5条第3項及び第5項）。

あわせて、改正法附則第5条第2項から第5項までの規定については防護標章登録に基づく権利に準用することとした（改正法附則第5条第6項）。